

平成30年税制改正大綱より速報ニュース

★平成30年度税制改正要綱の要点

①非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度が改正！



適用対象株式：適用範囲3分の2がすべて納税猶予となりました。

相続税についての納税猶予：8割までだったのがすべてが対象に

雇用維持5年要件の事実上撤廃：雇用確保要件（5年8割の要件）を満たさない場合はその満たせない理由を記載した書類（認定経営革新支援機関の意見が記載されている者に限る）を都道府県に提出しなければならない。理由が経営の状況の悪化又は正当でないと認められる場合は特例認定承継会社は認定経営革新支援機関から指導及び助言を得てその書類にその内容を記載しなければならない。

対象者の拡大：複数の株主から最大3人の後継者への承継も対象に加える。

M&A（合併、解散含む）などで非上場株式を譲渡する場合の特例：経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合（連続赤字等）譲渡時の時価で納税猶予税額を計算できます。

親族以外の相続時精算課税制度の併用：納税猶予制度と合わせて相続時精算課税制度も適用できますが、親族要件が除外されます。

適用を受けるための手続き：平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の贈与等により取得する相続税、贈与税に適用されます。

手続き：平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承認計画を都道府県に提出した会社であつて中小企業における円滑法に係る認定を受けたもの
特例承認計画は、認定経営革新支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であつて特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

当事務所は認定経営革新機関であり、最新の株評価システムで毎年株価対策及び事業承継システムにより事業承継のお手伝いをいたします、

②所得拡大促進税制が変わります。

平成30年度税制改正大綱より従業員の給与を増やしたら税金を安くするという所得拡大促進税制がさらに有利になるのですが、要件によりその有利さが変わるののポイントです。



適用年度 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日にはじまる事業年度

前年から増えた給与の額の 1.5%がダイレクトに法人税から引けます（ただし法人税の 2 割が限度）その要件とは

まず第一条件として 去年の平均給与と比較して 1.5%以上増加していること

その場合今年の給与合計-前年の給与合計の 15%を税額控除（ただし法人税の 2 割が限度）

さらにさらに

次の要件も満たすと 1.5%が 2.5%に

○平均給与割合が 2.5%以上

○従業員の教育訓練費などの去年からの増加割合が 1.0%以上または経営力向上計画の認定と実施証明を受ける

ただし良い事ばかりとはいえないようで今まで新設法人の場合無条件で基準年度を適用年の 7 割とみなして税額控除ができたのですが

新設事業年度の適用はなくなります（今まで平成 24 年度が基準年度で、新設法人はなかったため特例とされていた）

あくまでも前年度との比較という意味では大きな改正です。

また去年、今年と 24 か月継続する社員（雇用保険加入者）が一人もいないと適用されなくなるようです。

きちんと雇用保険入る以上の人を継続して雇い前年より給与額をアップ

させた企業のご褒美というところでしょうか

個人事業は来年から適用です。

今まで通り役員さんや特殊関係人は適用対象外です(専従者も)



お得な助成金情報

随時お問い合わせください。

はやし会計 税理士・社労士・行政書士 林 敦子

Mail: hayashi@tsuchiuratax.jp

<http://tsuchiuratax.jp>

